

日本の図書館協議会に関する総合的研究

Comprehensive Study of Library Council in Japan

学籍番号：201121733

氏名：平山 陽菜

Haruna HIRAYAMA

図書館法第 14 条から第 15 条に、公立図書館に館長の諮問機関として図書館協議会を置くことができると定められている。図書館協議会は公立図書館の約 6 割に設置され、広く活用されているが、実態調査を伴って制度を具体的に検討した研究はこれまで行われていない。また、近年地方分権から住民の主体性が強まり、行政への住民参加が関心を集めている。図書館協議会は図書館政策への住民参加手段であり、今後図書館協議会のより良い運用とその検討が求められるが、一方で形骸化しているとの指摘もある。このような背景のもと、本研究は図書館協議会について、その成り立ちから図書館協議会に想定されていた役割や意義を明らかにし、行政学的視座や実態調査を踏まえて図書館協議会の望ましい在り方を検討する。

本研究は（1）公立図書館政策として図書館協議会を設置した目的やその経緯と（2）現在の図書館協議会の実態の 2 つを明らかにすることを目的とする。研究方法はそれぞれ以下の通りである。（1）図書館協議会は戦後図書館法成立時に日本に導入された制度であるため、図書館法成立までに作成された複数の図書館法案における図書館協議会制度の変遷を比較することで、図書館協議会に求められた役割や制度を明らかにする。（2）日本図書館協会による調査や、本研究で実施した公立図書館の全国調査の結果から、現在の図書館協議会の設置・運用や審議内容、図書館協議会が図書館の運営に与える影響などを明らかにする。本研究の調査は各自治体の中央図書館を対象に、インターネットを利用した質問紙調査である。

分析の結果、図書館協議会は公立図書館を民主主義的統制の元で運営するよう、アメリカの図書館委員会制度を導入しようとしたが、戦後まもなくで市民による民主主義的公選制が困難であったことや、日本独自の行政制度に適した制度にする必要があったこと、さらに経済改革による財政問題の影響から結果的に現在の制度を構築したことが明らかになった。また、現在の図書館協議会の実態調査から、設置率や委員の所属、公開性について分析し、経年変化やその他の審議会と比較した。さらに、図書館協議会の審議結果により公立図書館への指定管理者導入結果が異なることから、協議会が図書館運営に影響を与えていることを示した。以上のように調査で明らかにした図書館協議会の実態に基づき、協議会の役割や意義、公募委員の意義や協議会開催の工夫、公開性の向上など、図書館協議会の望ましい在り方を提案した。

研究指導教員：池内 淳

副研究指導教員：薬袋 秀樹